

第60回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご協力ください

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

6月24日(木)に開催された国東市推進委員会で、今年度の運動方針が協議され、行動目標を「犯罪・非行をした人たちの立ち直りを支えよう」「犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう」「地域社会の理解が得られるよう協力しよう」の3点とし、重点事項を「立ち直りを支える取り組みについての理解促進」「犯罪や非行をした人たちの就労支援」の2点として、広報活動を中心とした取り組みを行うことが決定されました。

地域の人たちが連帯を深め、犯罪や非行をなくす活動を進めて、明るい地域を築くためにご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

福祉対策課 家庭福祉班 ☎0978-72-5164

第5回大分県障がい者スポーツ大会

第5回大分県障がい者スポーツ大会が5月22日(土)・23日(日)の両日、大分市の大分銀行ドームを主会場に開催されました。陸上、卓球などの競技が行われ、1078人の選手が参加。国東市からは、陸上競技、卓球の各種目に12人が参加し、熱戦が繰り広げられました。



▲開会式(大分銀行ドーム)での国東市選手団

国東市戦没者合同追悼式

6月4日(金)、平成22年度国東市戦没者合同追悼式が、アストくにさきで、遺族や来賓など約330人が参列し開催されました。

式では、黙祷に続き、野田侃生市長が式辞。吉水國人市議会議長、渡辺和義県東部保健所地域福祉室長、小川忠徳県遺族会連合会会長、都留美英市遺族会会長が追悼のことばを述べました。

糸永光さんの追悼吟の後、代表の皆さんが祭壇に献花し、戦没者の冥福を祈りました。



8月1日から、父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。この手当を受給するためには申請(認定請求)が必要です。**11月30日までに手続きをすれば、8月分から支給されます。ただし、11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。**申請は7月からできますので、お早めに手続きをお願いします。

◇受給申請に必要なもの

印鑑、受給資格者(父)と該当する子どもの戸籍謄本、世帯全員の住民票、振込口座の通帳、その他必要な書類の提出をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

福祉対策課 家庭福祉班 ☎0978-72-5164

国見総合支所地域市民健康課 ☎0978-82-1112

◇手当額(月額)

<児童1人の場合>

全部支給:41,720円、一部支給:41,710円~9,850円

<児童2人以上の場合>

2人目:5,000円、3人目以降1人につき:3,000円

※受給資格者の所得等により手当額が決定します。

※8月~11月分が支給されるのは12月です。

武蔵総合支所地域市民健康課 ☎0978-68-1112

安岐総合支所地域市民健康課 ☎0978-67-1114